

電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ（第7回）議事要旨

1 日時

平成 28 年 3 月 25 日（金）10：00～12：00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

荒川薫（明治大学総合数理学部教授）、飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所法務部長）、北俊一（株式会社野村総合研究所上席コンサルタント）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、高橋信行（國學院大学法学部教授）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）、三友仁志（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）

総務省：

輿水総務大臣政務官、吉田情報流通行政局審議官、長塩放送政策課長、久恒放送技術課長、藤野地上放送課長、福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、田原電波政策課長、寺沢基幹通信課長、中沢移動通信課長、内藤衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、新田国際周波数政策室長、田沼電波利用料企画室長、越後重要無線室長、村上認証推進室長、庄司電波政策課企画官、小川移動通信課移動通信企画官

4 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①論点整理

（ア）電波利用共益事務の範囲の考え方

- 今まで独立に考えられてきた国民全体の受益と電波利用共益事務の距離がかなり近づいてきているように感じる。電波利用共益事務の範囲を従来の考え方から一歩進めて、電波の公平かつ能率的な利用を通じて、二次的な目的として国民全体の受益にも貢献するということがありうるといった考え方を、はっきりと明示した方がよいのではないか。

- 東京オリンピック・パラリンピックの支援や成功のためにという表現は、電波利用共益事務の考え方に直接的には合わないように感じる。電波の効率的な利用ができるように等の表現に変えた方がよいのではないか。
 - 電波を利用したサービスが既に社会インフラとして機能しているので、インフラとして電波が機能するために、問題があればそれをなくし、より効率性の高まるものに積極的な投資も検討してもよいのではないか。特にオリンピック・パラリンピックに限定することなく、広く社会に貢献する電波の利用を考えるべき。
 - オリンピック・パラリンピックそのものを支援する用途には違和感がある。オリンピック・パラリンピックが行われる 2020 年に向け我が国として目指す社会があり、その社会実現のために電波利用共益事務としてどのようなものが認められるのかという観点で再整理する必要があるのではないか。
 - 東京オリンピック・パラリンピックの際に海外から多くの携帯電話等の電波を出す機器が持ち込まれることで、ネットワークの輻輳や電波の混信が発生した場合、日本の威信にかかわる問題だと思う。そうならないよう電波利用共益事務として対処すべき。
 - イギリスでは電波の価値に関して、経済的価値に加えて、社会的価値（ソーシャルバリュー）という考え方に基づいて電波の割当てを行うことが検討されている。電波の社会的価値という視点も用途を考える際に参考にしてもよいのではないか。
- (イ) 電波の監理・監視関連
- 「周波数有効利用のための共用可能性の確認・調整システムの構築」について、効率的な確認・調整システムの構築のイメージについて具体的に示せると非常によい。

また、周波数の共有が進むことによって、社会的あるいは経済的なベネフィットがどれくらい見込まれ、それに対してどのくらい電波利用料を投入していくのかという、いわばコストベネフィットのようなものが示せるとなるとよい。
 - 無線局の監理によって得られる基地局のデータベースは非常に重要かつ貴重であり、将来的には、可能なものについては、一般の国民がその情報にアクセスできるように仕組みをつくる必要があると思う。周波数の共用に係る調整についても、将来的には、データベースを用いて自動的に行っていくというシステムの高度化も

視野に入れておく必要があるのではないか。

(ウ) 研究開発等

- 周波数の効率的な利用に向けて本当に必要な研究開発や技術開発の中で、現行の法律の規定で読めないものがあるならば、法律の改正も含めて検討すべき。
- 周波数の国際共用利用促進のための無線通信技術の国際展開について、我が国の技術を海外に展開することは重要である一方、世界的なトレンドもあるので、展開の仕方については、我が国が覇権をとるのかそれとも借り物を使っていくのか、全体的な目的をもう少し明確にするとよい。
- 周波数の国際共用利用促進のための無線通信技術の国際展開について、情報通信分野において日本の存在感を世界に向け発信していく必要がある。公共性にかかわる点の検討は必要と思うが、日本の技術を世界に普及することを電波利用共益事務の見直し方針に盛り込んでほしい。

(エ) 無線システム普及促進のための補助事業

- 携帯電話システムの高度化支援について、プラスアルファ的なものとするのか、それともナショナルミニマムを達成するものとするのかによって変わってくる。全国一律にある程度の水準を達成しなければならないとすれば、高度化支援についても電波利用料での支援ということも考えられると思う。
- 無線 LAN に限らず、設備の設置費用は支援するが、維持管理の費用は支援しないというのが現在の原則だと理解しているが、設置した後に維持管理できず最終的に無駄になるのであれば、維持管理についての支援も考えざるを得ないのではないか。
- 基幹放送継続のための施設整備支援について、ローカル局は、これ以上施設を整備する経済的余裕がなく、またキー局がローカル局に補助するのも無理ということが背景にあると思う。しかし一般的に考えると、キー局も支援の対象とすることは無理だと思う。支援する場合は何らかの限定をしなければならないと思う。
- 医療機関の関連では今後、医療だけでなく福祉や介護といった分野でも電波が有効利用されると思う。そういった他分野でも補助事業を活用できるような余地を残しておくほうがよいのではないか。

(オ) その他

- 学校の教育現場においては、電波について携帯をはじめとした色々なサービスは危険なものという認識が強い。電波の有効性について教育現場でリテラシー教育を展開するという事は、電波利用共益事務に合致するのではないかと思う。
- ウェアラブルな無線機器が今後増えてくると、電波の人体への影響について誤解が生まれる可能性が非常に高まる。その点は検討する必要があると思う。
- イギリスでは無線機器が内蔵された小型のコンピューターを中学生に無料配布し、IoTを念頭に置いたスキルを高めるという取組が行われている。教育の中で電波に対する認識に加え電波を活用するスキルも同時に学ぶということが必要ではないか。
- 教育現場におけるリテラシーの向上には賛成。残念ながら教員の電波についての理解が足りていないように思う。学校の外から青少年に直接働きかけることだけでなく、教育現場のリテラシーを高めることを、文科省ともよく協議しながら電波利用料の使途として取り組んでいただきたいと思う。
- 高齢者へのリテラシー教育も必要。介護等で高齢者が無線システムをすぐに使うというのは現状ではかなり難しいと思うので、高齢者にも使い方などをわかりやすく理解してもらう必要がある。
- 教員だけではなく親に対するリテラシー教育に電波利用料を使うことは有効であると思う。

②北構成員からのプレゼンテーション

北構成員からプレゼンテーションが行われた。

③その他

事務局から、次回会合の日程・場所等について説明が行われた。

(3) 閉会

以上